

# 横浜市立大学 (YCU) における 合理的配慮

横浜市立大学 バリアフリー支援室

# 合理的配慮の提供は障害者差別解消法に 規定された法的義務です

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思の表明があった場合**において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について**必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**

障害者差別解消法 第七条2項

# 合理的配慮の目的は (障害学生の) 平等や自由を守ることにあります

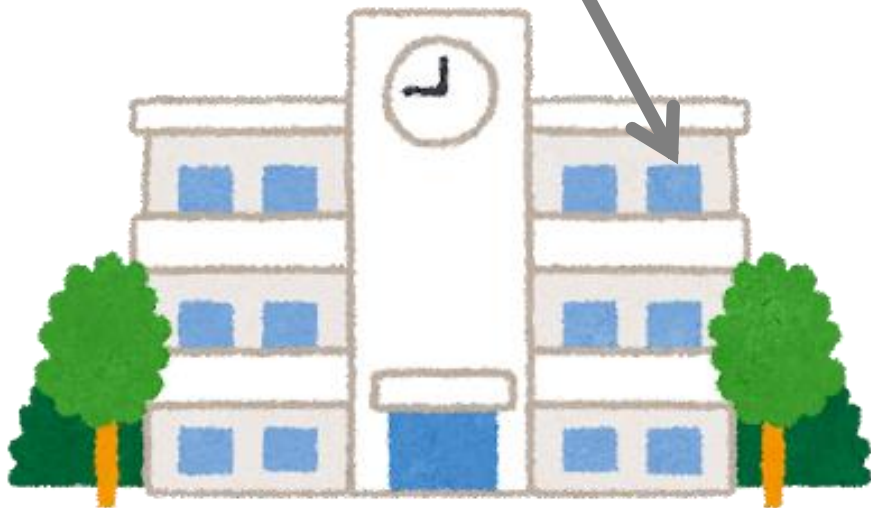
「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための**必要かつ適当な変更及び調整**であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

障害者の権利に関する条約 第2条

# 合理的配慮の例には以下のようなものがあります



車椅子を使用する学生がスムーズに受講できるよう、動線の確保や教室の変更をおこなう。



発達障害や識字障害がある学生に対して、課題締切や試験時間の延長をおこなう。



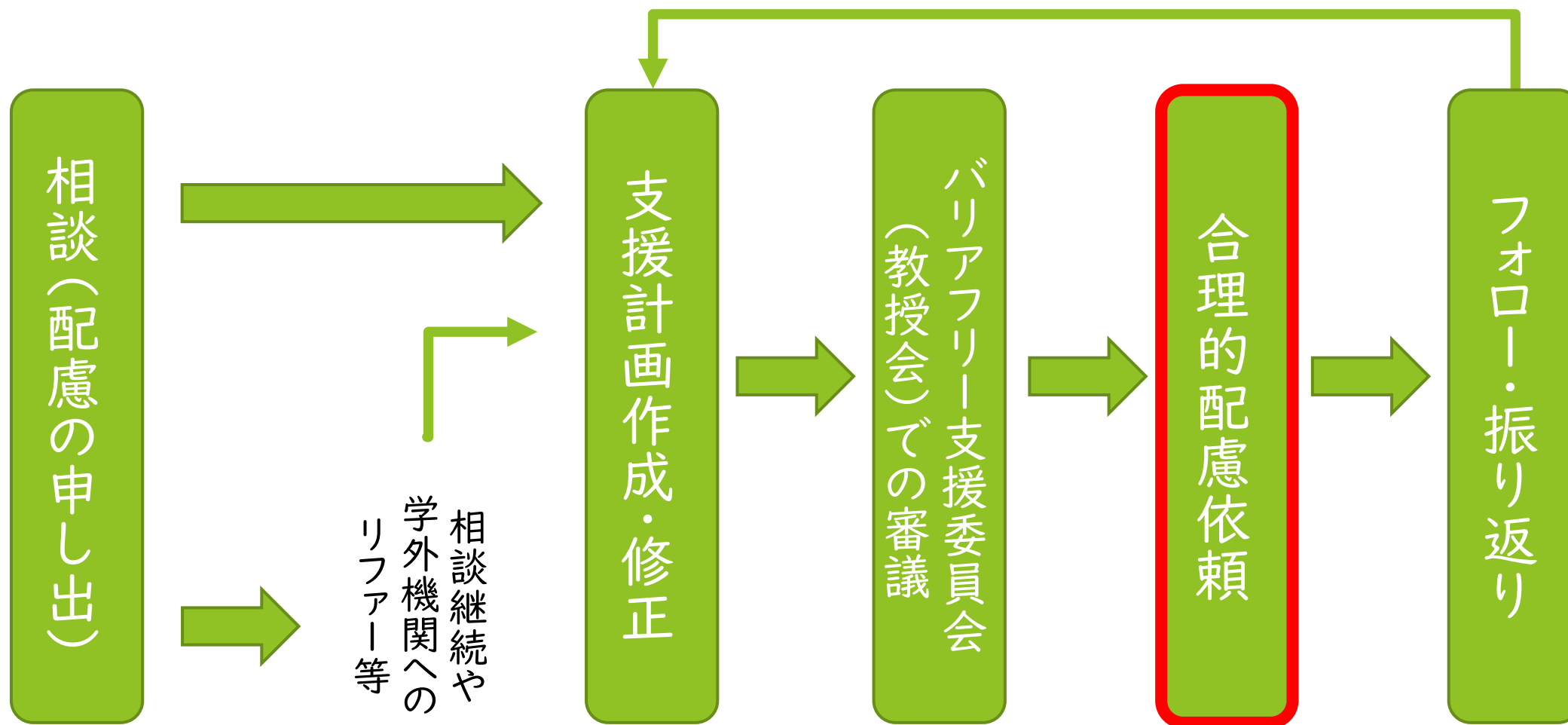
## 合理的配慮には以下のような原則があります

- 本人の申し出と建設的対話による合意形成に基づく
- 均衡を失した又は（提供者に）過度な負担を課さない
- 教育の目的・内容・評価の本質を変えない……他

→環境や活動・障害の内容に応じた

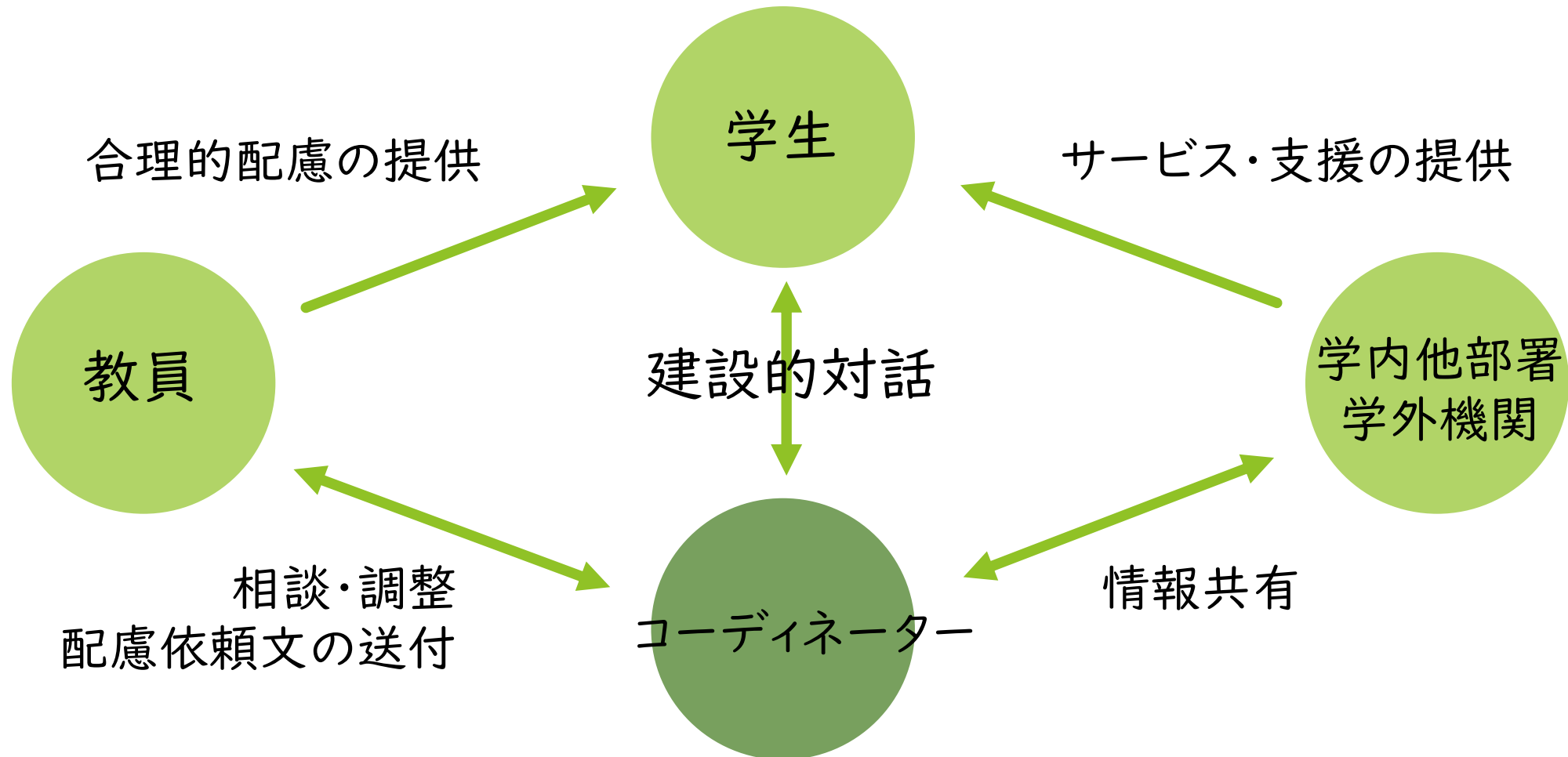
個別の検討が必要です

# YCUにおける合理的配慮提供の流れ



依頼に基づき、先生方には学生への  
配慮を提供をしていただくことになります

# バリアフリー支援室コーディネーターの役割・体制



# 参考資料・リンク



『合理的配慮ハンドブック』（独立行政法人 日本学生支援機構）

[https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu\\_shien/shogai\\_infomation/handbook/index.html](https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/index.html)

（公立大学法人横浜市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する）

『教職員対応要領』

『教職員対応要領における留意事項』

<https://www.yokohama-cu.ac.jp/univ/corp/other/kyousyokuintaiouyouryou160401.html>

# バリアフリー支援室の窓口

八景キャンパス YCUスクエア1F  
保健管理センター内

開室 月～金（平日） 8:30～17:15

TEL 045-787-2237

Mail [ysupport@yokohama-cu.ac.jp](mailto:ysupport@yokohama-cu.ac.jp)

配慮内容・障害学生支援に関して、  
気軽にご相談ください。